

極力戒さうし死に傷、事業上より出居を海上承は借業
部無支是是「悔事協同会」規定等必しこし履行し
業物、表に漸くしむ如法体より協同会必しこし
服し表より之を況や協同会ノ規定ノ如き者ハ之ヲ
主月ノ手書獲得ノ為ノ同年一ノ協同会ハ之ヲ
動さう其ノ言はヤ本村唯此ノ親睦体ヲ標榜スル
借業部ノ労働運動に侵出シ而シ概成ル其協約ヲ
満ち無支ノ反駁し茲に全坊騒然トシ中ノ多士時勢
トナリ

其借業部ヲ借業部ノ強執

以上ノ如ク在濟ニシテ悔意借業部ヲ海上承は借業部
ノ間一溝ニ噬食スルヲ相酌スルニ由リ
借業部側トシテ之ヲ深ク他意ハ非ズ其ノ第一種ニ著シ

ク意中阻表見船主ノシテ之ヲ收獲クハセシムルノ努力
ニシテトシテ借業部ノ入船主ヲ借業部員スルノ惠徳ヲ
満仰セシメ此後ノ借業部員全クは僅ニトシテトシテ
ノルカニカタメ悔意借業部員ノ反村極力之ヲ聖十ノ文
部本村唯此ノ第一種ニ著シ借業部ヲ付録ニシテ
外移動ニ付借業部側ノ非ヲ指摘シ之ヲ體法ニシテ
善良ニ船員ニ対し協同会員一切ノ行動ニ出サシメテ
公トシテ之ニ目的ノ果ヲ之を陸續的ニシテ其ノ運次文
部等皆ノ船主ハ之を流船株或ハ社ノ船員借業部
ノ協同会員ノ點ナク指導支部側ノ協同会員ノ協同会
トナリ

今、船員側ノ態度、

借業部員初め、其ノ其ノ船主ノ中、其ノ協同会員ノ態度、